

平成26年労第177号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月からA所在の会社Bに事務職として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前9時30分頃、取引先別の取引内容が記載されているCと呼ばれる印刷物（以下「C」という。）を仕分けする作業を行うため、2,000枚分のCを運んでいたが、バランスを崩し、左後頭部付近を捻って強い痛みを感じたものの、そのまま、仕分け作業を行っていたところ、作業の途中から右肩と右腕に激痛が起こったとしている。

翌日、請求人は、Dクリニックに受診し「頸椎椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症、頸椎症性神経根症、右肩関節周囲炎」と診断された。

請求人は、これらの傷病（以下「本件傷病」という。）は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けの再審査請求願において、自らの基礎疾病を「頚椎脊柱管狭窄症、頚椎椎間関節症、胸椎椎間関節症（以下「既存障害」という。）」とした上で、平成〇年〇月〇日の作業（重量約17キログラムの物体の持ち上げ・搬送等）（以下「本件作業」という。）により既存障害が更に悪化したことは医学的に明白であると主張する。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、E医師が本件傷病について、肩関節唇のスラップ障害が確認できるが、これについては「右肩関節周囲炎」との診断が適当であろうと述べたとし、これに基づき、請求人は、本件傷病のうち、「頚椎椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症、頚椎症性神経根症」については、既存障害の再燃、増悪であって、「右肩関節周囲炎」は、本件作業により新たに生じた、と主張している。

(2) 請求人の上記主張について検討すると、請求人のDクリニックの診療録によれば、同医療機関の初診時である平成〇年〇月〇日に「頚椎症性神経根症、変形性頚椎症、頚部脊柱管狭窄症、頚肩腕症候群、胸椎椎間板ヘルニア」との記載が認められるところであって、請求人は、この時点で既に上記の各疾病に罹患していたものと思料される。また、同診療録には、これら疾病が転帰したとの記載は見当たらない。さらに、他の医証によっても、これらの疾病が治癒したとの根拠は見当たらない。

(3) 次に、本件作業により請求人の既存障害が増悪したか否か、また、「右肩関節周囲炎」が本件作業により発症したのかどうかについて検討する。

(4) 請求人の本件傷病名については、様々な傷病名が示されているが、それらは、傷病のどこに主眼を置いてみるかによるものであって、平成〇年〇月〇日以降の傷病が既往の傷病であるか又は再発であるかの判断には、神経学的所見が重要であるところ、Dクリニックの診療録の平成〇年〇月〇日の記載をみると、右上肢に広く知覚障害があることを示す検査結果が記録されているが、このように右上肢全体にわたる知覚障害を訴える疾病は医学的に頸椎疾患では起こりえない症状である。したがって、当審査会としては、F医師の鑑定意見は妥当であり、本件傷病は、神経学的所見から見て、既存障害の増悪又は再発ではないことは明らかであると判断する。

(5) また、本件傷病のうち、本件作業により新たに発症したと主張する右肩関節周囲炎については、平成〇年〇月〇日撮影の右肩関節のMR I画像から、G医師は、「明らかな Tear (断裂) ありません。」と意見し、F医師も鑑定書において「右肩関節唇の断裂は明らかでなかった。」と述べているところであり、上記診療録の平成〇年〇月〇日に添付されている請求人作成の診療カードに図示されている右肩関節部の疼痛範囲は、医学的に肩関節疾患では起こりえない範囲であることを併せ考慮すると、請求人の右肩周囲関節炎については、本件作業により新たに発症したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。